大分県の直域に関節

大分県最低賃金

しんけんチェック

令和8年 1月1日から 時間額



厚生労働省労働基準局 マスコットキャラクター 「たしかめたん」

大分県内で働くすべての労働者に適用されます。ただし、下記の特定(産業別)最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。

特定最低賃金(時間額)

令和7年12月25日から

鉄鋼業

銑鉄鋳物製造業、鋼板の 切断加工、鉄スクラップ 処理業など **1,176**_円

非鉄金属製造業

銅の製錬、アルミの再生、 電線・ケーブルの 製造業など

1,116_円

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業



家庭用・業務用の 電気機械器具、携帯電話や ICなどの製造業 **1,066**_円

自動車·同附属品製造業、 船舶製造·修理業、舶用機関製造業



¥

造船、船の修理、 自動車・自動車部品の 製造業など **1,055**_円

自動車(新車)小売業

自動車新車の 販売業 1,061 _F

各種商品小売業

令和7年度は改正がありませんでした。

令和8年1月1日から 1 0つ

1,035 円 表

適用除外

ただし次に掲げる者は、特定(産業別)最低賃金から除外され、大分県最低賃金が適用されます。

①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

④電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の I.手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、 かしめ、洗浄、電線はく離、塗油、取付け、パリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又 は検数の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 Ⅲ.手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務に主として従事する者

まずは相談して みましょう。 ※最低賃金に算入されない賃金…①精皆勤手当、通勤手当、家族手当 ③時間外・休日・深夜労働割増賃金

②臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)



業務改善 助成金 サイト



キャリア アップ 助成金 サイト



大分労働局ホームページ

